

令和5年度廃棄物減量等推進活動説明会における質問及び回答

【1:廃棄物減量等推進活動等について】

【問1】

「廃棄物減量等推進員」の名称について、ごみ収集場所の環境を適切に維持管理することができるよう「ごみ収集場所維持管理等推進員」に変更したらどうか。

【回答】

「廃棄物減量等推進活動」は、廃棄物の減量及び資源化の普及の啓発をはじめ、ごみ収集場所に排出される廃棄物の適正な分別に関する啓発など、様々な活動があります。

また、本市では「廃棄物減量等推進員」は法律上の名称を使用しており、長く使われていた名称を変更すると混乱を招く恐れもありますので、名称の変更については御理解いただきますようお願いいたします。

【問2】

リサイクル指導員が機能しているか疑問。リサイクル指導員を廃止してはどうか。

【回答】

各収集場所においてリサイクル指導員を設置し、利用者で責任を持って管理していただくため、リサイクル指導員の設置、活動については御理解いただきますようお願いいたします。

なお、リサイクル指導員は「清掃当番」など持ち回りで対応している自治会もあります。

【問3】

廃棄物減量等推進交付金について、ごみ収集場所の数に応じて交付したらどうか。

また、交付金の使途の多くがごみ収集場所の維持管理に関するものであるため、「ごみ収集所維持管理等推進交付金」と名称変更したらどうか。

【回答】

廃棄物減量等推進活動交付金は収集場所の維持管理を含めた廃棄物減量等推進活動を行う自治会に対しての交付金としていますので、交付金の名称変更については御理解いただきますようお願いいたします。

また、交付金の交付方法について、現在見直しを検討していますので、御提案の内容も参考にさせていただきたいと思っております。

【問4】

市は、提出された「廃棄物減量等推進活動定例連絡票」をどう活用しているのか。また、提出方法はメールでも可能か。

【回答】

収集場所に関する相談や問題があったときに、収集場所の利用世帯数を確認したり、収集場所の状況について確認できる指標となります。

また、廃棄物減量等推進員の活動内容を把握するとともに、個別で対応が必要な内容については直接自治会の方に連絡し対応させていただいています。

なお、Eメールによる提出も可能です。

【2:廃棄物減量等推進活動説明会関連について】

【問1】

減量説明会のWEB開催を検討してほしい。

【回答】

防災課の研修との同時開催であること、資料以外にも配布物等を行う観点から、原則、会場での開催・出席に御理解いただきたいと思います。
しかしながら、減量説明会のWEB開催については、さらなる自治会長様の負担軽減にもつながりますので、新たな開催方法について、防災課とともに検討したいと思います。

【問2】

説明会の質疑応答の時間を15分くらい設けていただきたい。説明会の終了時間は12時にこだわらず、12時半や13時まででも良い。12時にこだわるなら、開始時間を早くすれば良い。

また、質問者は自治会名、役職、氏名を言ってから質問させてほしい。

【回答】

自治会長の負担軽減の観点からも、令和4年度から防災課の研修会と同日（2部制）としていることや、会場を使用できる開始時間が限られているため、円滑な実施に努めております。
質疑応答については、時間内における質問時間が十分に確保できるよう研修内容の充実に努めてまいります。
また、質問者については質疑応答の前に、自治会名等申し出の上、質問していただくよう、説明させていただきたいと思います。

【3:分別関連等について】

【問1】

雨天時、古紙についてはビニールをかけたほうが良いか。

【回答】
 古紙類をビニール袋に入れてしまうと資源化（仕分け作業）に支障が生じてしまいます。
 また、衣類・布類についても濡れてしまうとリサイクル不能となりますので、雨天時や雨予報の日には、古紙類及び衣類・布類は出さないように御協力をお願いいたします。
 なお、次回の収集日までの保管が難しい場合は、資源物ストックハウスを御利用いただきますようお願いいたします。

【問2】

プラスチックトレー・ペットボトルをスーパーと市、どちらに回収してもらった方がよいか。

【回答】
 どちらもリサイクルにつながるため、市民の皆さんが出しやすい方法で出していただいで構いません。

【問3】

可燃物の中に資源化可能な紙やプラスチックがまだまだ混入している。市として、分別に対する各家庭への啓もう、回収方法の見直しを具体化させる計画はあるか。

【回答】
 ホームページや広報など、様々な媒体で市民向けに啓発を行うとともに、自治会への出前講座や、子どもたちへの環境教育にも取り組んでいます。引き続き、市民の皆さんへの周知を実施してまいります。
 また、プラスチックの新たな資源化施策及び回収方法については、現在検討しているところですので、決定次第、皆様に御連絡させていただきます。

【問4】

個人事業主が排出する段ボール等の資源物や可燃ごみも事業者責任で排出すべきか。

【回答】
 事業者の方が事業活動の上、発生する廃棄物は全て事業系ごみであり、ごみ収集場所には出すことができません。事業者の責任として事業系一般廃棄物・産業廃棄物・資源物としっかり分別し、許可を受けている収集運搬業者に依頼するか、各処理施設に搬入するなど適切に処理をしていただく必要があります。

【4:その他】

【問1】

市内一斉美化清掃当日は参加しないが、自治会で清掃活動を行った場合の収集依頼については依頼表が必要か。

【回答】

市内一斉美化清掃は同時に多くの自治会が実施するため、当日の収集体制を整えるために依頼表を提出いただいていますので、市内一斉美化清掃当日に実施されない場合につきましては提出不要です。

なお、別日程で美化清掃を行った際は別途対応いたしますので、実施後にごみ等の種類や量、置き場所を御連絡いただきますようお願いいたします。

【問2】

ごみ収集場所付近を不審な車が回っていることがある。

【回答】

いわゆる「持ち去り行為」を行っている車である可能性があります。市の方でも不定期にパトロールを行っていたり、警察にも相談していますので、環境資源対策課に御連絡ください。

【問3】

開発が進み新規で家が建ち、新設収集場所も作ってもらったが、既存の収集場所を使うように説明された。新設収集場所の使用世帯が少なくとも回収してほしい。

【回答】

新設収集場所の開設については、一定世帯以上入居が決まった時点で申請いただくようお願いしており、その間までは既存の収集場所を利用してもらうなど、地域での御協力をお願いいたします。

ただし、既存の収集場所の容量が一杯などで難しい場合につきましては、御相談くださいますようお願いいたします。

【問4】

秦野市ごみの散乱防止に関する条例第21号の第2条(2)の「紙くずその他にこれに類する物で」と記載されている内容について、プラスチックもここに含まれていますか。また、条例改正し、別項目として明記したらどうか。

【回答】

プラスチックを含め、ポイ捨てされる全てのごみは「紙くずその他これに類する物」に含まれています。

また、この条例については空き缶（ペットボトル）・吸い殻などポイ捨てごみとして多く目立つものを代表に挙げております。

ごみの種類に関係なく、秦野市の環境美化のため、対応していきたいと考えています。